

## 第 10 章 女 性 福 祉

近年、女性の地位の向上には著しいものがあるが、女性をとりまく社会や家族関係においては、まだまだ潜在化した多くの問題がある。急激な社会・経済状況の変化は、社会生活、家庭生活に変化をもたらしているが、これに適応していくためには、女性自身の自覚を高め、その資質を向上させることはもちろん、社会全体の女性福祉に対する認識を深めることが必要とされる。

女性福祉対策は、女性の福祉向上を図る女性福祉事業と、売春防止法に基づいて必要な相談、指導、収容保護等を行う保護事業とに分かれている。

### 1 女性相談 <子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係>

支援又は保護を必要とする女性の発見に努めるとともに、女性の生活、職業、その他種々問題についての相談、助言、関係機関との連絡などを行っている。

相談件数

| 年度 | 女性福祉<br>資金償還 | 婦人保護<br>施設入所 | 就職 | 結婚 | 帰宅・<br>帰郷 | 都女性セ<br>ンター・福祉事<br>務所移送 | 都外婦人相談<br>所その他関係<br>機関移送 | 助言指導 | 住宅<br>入居 | その他 | 計   |
|----|--------------|--------------|----|----|-----------|-------------------------|--------------------------|------|----------|-----|-----|
| 2  | 6            | 0            | 0  | 0  | 1         | 0                       | 0                        | 150  | 1        | 5   | 167 |
| 3  | 0            | 0            | 0  | 0  | 0         | 3                       | 4                        | 117  | 2        | 3   | 129 |
| 4  | 14           | 0            | 0  | 0  | 0         | 3                       | 3                        | 155  | 1        | 5   | 181 |

### 2 母子・女性緊急一時保護事業<子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係>

緊急に保護を要する母子・女性を、目黒区指定の施設へ入所させて、必要な保護・相談及び指導を行う緊急一時保護事業を実施している。指定施設の入所期間は、1週間以内で、使用料は無料である。また、当区の指定施設以外にも東京都の施設へ緊急一時保護依頼をしている。

緊急一時保護状況

| 年 度    | 2        | 3        | 4        |
|--------|----------|----------|----------|
| 実利用世帯数 | 【2】<br>5 | 【2】<br>6 | 【3】<br>4 |
| 実利用日数  | 115      | 79       | 124      |
| 延利用人数  | 217      | 93       | 260      |

注 【 】内は東京都の施設への依頼分。警察経由含む